

第 4 回尼崎市都市計画審議会

諮 問

(都市計画分科会での検討状況の報告)

令和 4 年 11 月 29 日

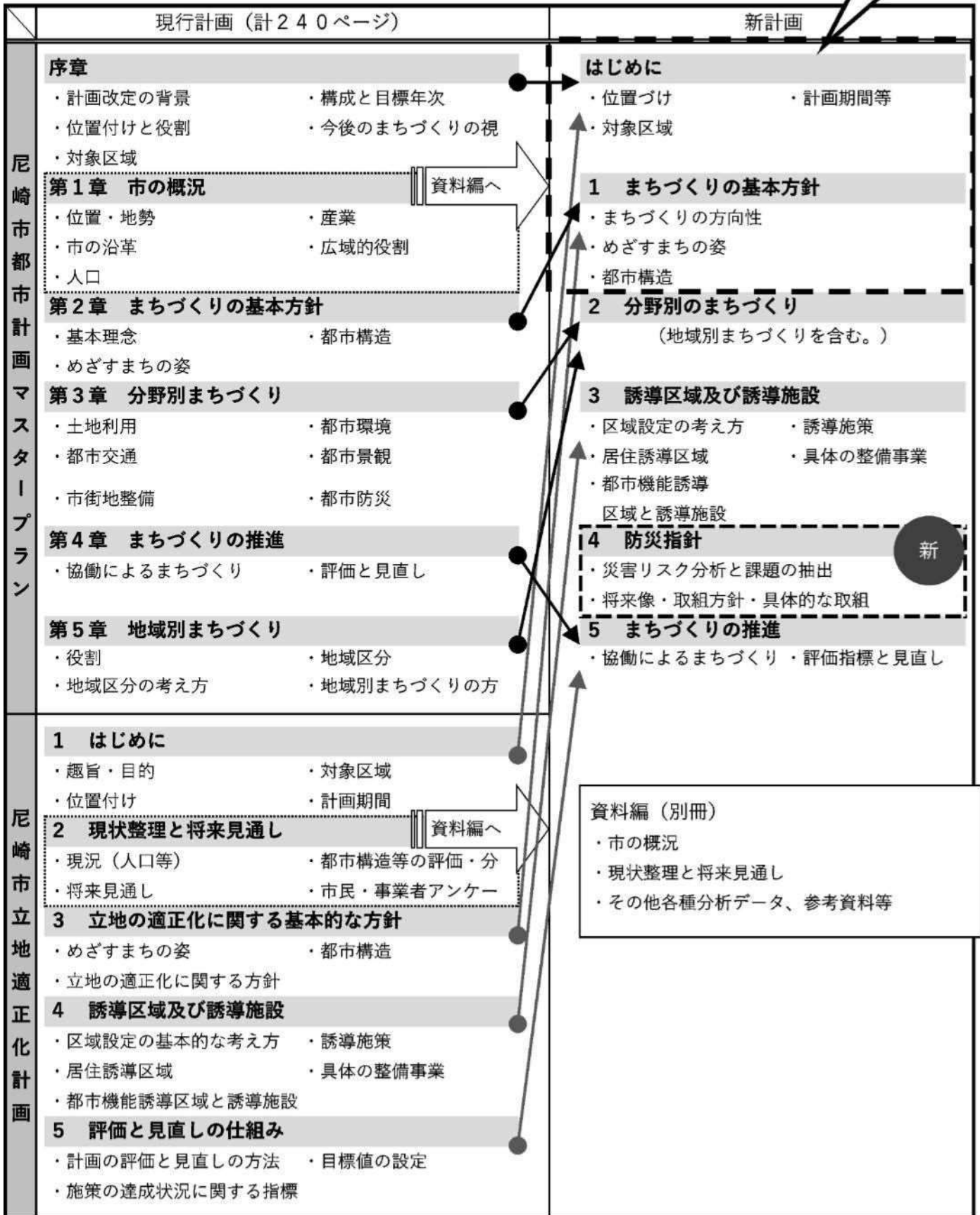
尼崎市都市計画審議会

次期尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の構成イメージについて

ポイント

- 1 立地適正化計画（立適）の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める防災指針を作成
- 2 都市計画マスタープラン（都市マス）及び立適を合冊
- 3 都市マスと立適の重複部分等を圧縮して全体的にコンパクト化
- 4 本編と資料編（各種分析データ、参考資料等）に分冊

今回の議題



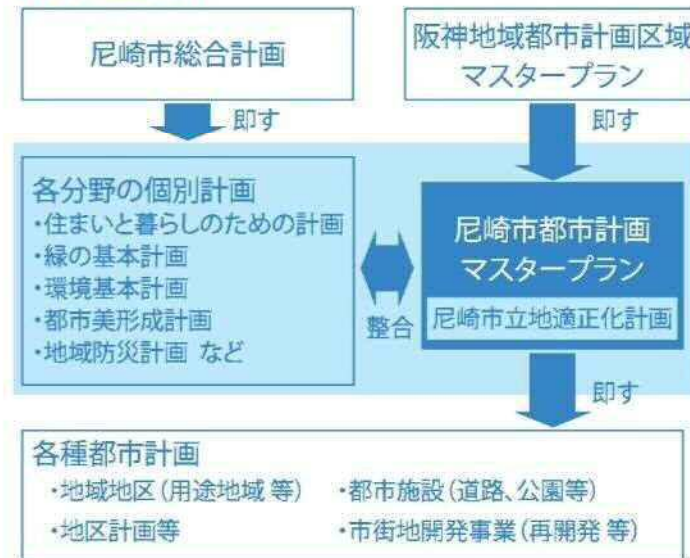
【概要版】尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画骨子案

はじめに

■計画の位置付け

今後の都市計画を考える上で、時代の変化を見極め、的確に対応するため、多様な主体の参画のもと、地域特性や上位計画で示す方向性等を踏まえ、今後のまちづくりを進めるための指針として、この計画を定めます。

計画の位置付け



■対象区域

本市は、行政区域の全域が都市計画区域となっているため、全市域を計画の対象区域とします。

■計画期間

おおむね20年後の令和25年(2043年)の都市の姿を展望しつつ、令和6年(2024年)から令和15年(2033年)までの10年間とします。

■計画改定に当たって留意すべき事項

- 社会情勢の変化と時代の潮流
 - ・人口減少社会の進行、産業構造・労働環境の変化等
- 法改正等
 - ・都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法等
- 上位計画、関連計画等の改定状況等
 - ・尼崎市総合計画、都市計画区域マスタープラン等
- 本市の状況
 - ・開発動向、広域的に見た立地の特徴、強み・弱み等

1 まちづくりの基本方針

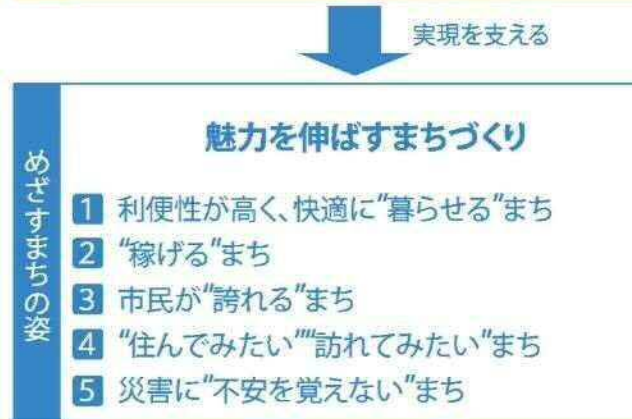
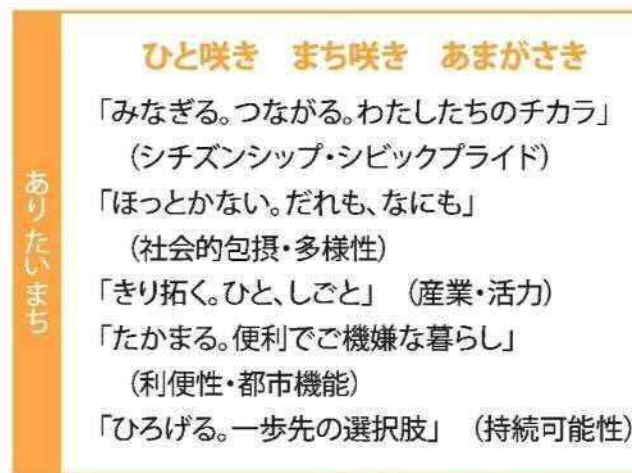
■まちづくりの方向性

尼崎のまちづくりは、「つくる」から「活かし、守り、育てる」まちづくりへと移行してきました。これからは、「活かし、守り、育てる」に加えて『つなぐ』まちづくりを進めることで、都市の成長と発展を促す「魅力を伸ばすまちづくり」を推進していきます。



■めざすまちの姿

第6次尼崎市総合計画で示す「ありたいまち」の実現を目指し、都市計画の観点から、その実現を支える「めざすまちの姿」を設定します。



■都市構造

3つの広域拠点及びその他の鉄道駅周辺の9つの地域拠点、これらの拠点間又はこれらの拠点と周辺都市との間を結びつける幹線道路及び鉄道網といった広域連携軸、基幹的な公共交通ネットワーク並びに水と緑のネットワークをそれぞれ都市の骨格と位置付け、日常生活に必要な施設がバランス良く配置された“歩いて暮らせるゾーン”と連携した持続可能なまちづくりに取り組みます。



2 重点的な取組・施策

検討中

利便性が高く、快適に“暮らせる”まち

- ・交通環境の整備
(自転車走行レーンその他の歩行環境の整備等)
- ・南北交通軸の強化(臨海部の渋滞対策等)
- ・公共施設、生活利便施設等の適正配置

“稼げる”まち

- ・商店街の空き店舗及び空き家の活用推進
- ・営農環境の充実
- ・高付加価値産業の誘致、臨海地域の活性化
- ・地域資源を生かした観光まちづくり
(エリアの整備、歴史的建造物の活用等)

市民が“誇れる”まち

- ・公共空間(公園、道路、港、河川等)の有効活用
(Park-PFI、エリアマネジメント等)
- ・水辺環境の改善、保全
(水路網再編計画の策定、親水空間の保全等)
- ・公園や駅前広場などのオープンスペースの質の向上とにぎわい創出の工夫
- ・公共施設の多機能化、複合化
- ・建築物の省エネ性能向上やエネルギーの面的利用の促進

“住んでみたい”“訪れてみたい”まち

- ・まちのブランド力の向上
(駅周辺の魅力の向上、利便性が高い良好な住環境の向上等)
- ・まちの景観向上(各地域における都市美誘導等)

災害に“不安を覚えない”まち

- ・総合的な治水対策の推進
(流域治水、新たな河川改修の検討等)
- ・水害・津波対策(臨海地域の雨水排水対策の検討、抽水場の整備、防潮堤の嵩上げ等)
- ・公園緑地・農地の防災機能の向上
- ・既存施設の耐震性の向上(橋梁等)
- ・密集市街地の改善
- ・ハザード・住民避難の必要性の周知、マイ避難カード・個別避難計画作成の推進
- ・地区防災計画の策定支援

尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 骨子案

令和4年（2022年）11月

尼崎市

目次

はじめに	1
1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について	1
2 都市計画マスタープラン等の策定経緯	2
3 社会情勢の変化と時代の潮流	3
4 法改正等	6
5 上位計画、関連計画等の改定状況等	7
6 本市の状況	10
第1 まちづくりの基本方針	13
1 まちづくりの方向性	13
2 めざすまちの姿	13
3 都市構造	15
第2 重点的な取組・施策	16

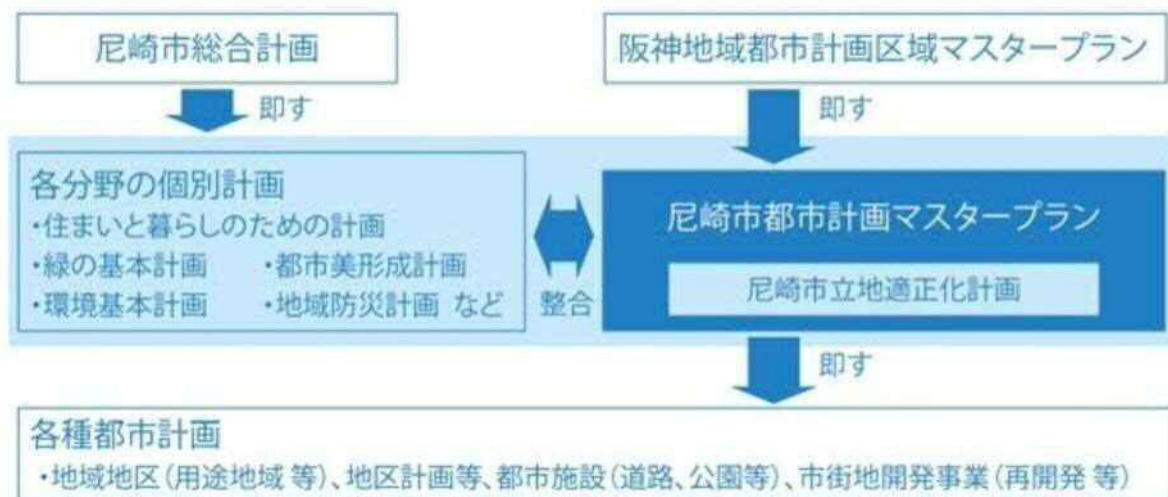
はじめに

1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について

(1) 計画の位置付け

今後の都市計画を考える上で、時代の変化を見極め、的確に対応するため、多様な主体の参画のもと、地域特性や上位計画で示す方向性等を踏まえ、今後のまちづくりを進めるための指針として、この計画を定めます。

計画の位置付け



(2) 対象区域

本市は、行政区域の全域が都市計画区域となっているため、全市域を計画の対象区域とします。

(3) 計画期間

おおむね 20 年後の令和 25 年（2043 年）の都市の姿を展望しつつ、令和 6 年（2024 年）から令和 15 年（2033 年）までの 10 年間とします。

2 都市計画マスタープラン等の策定経緯

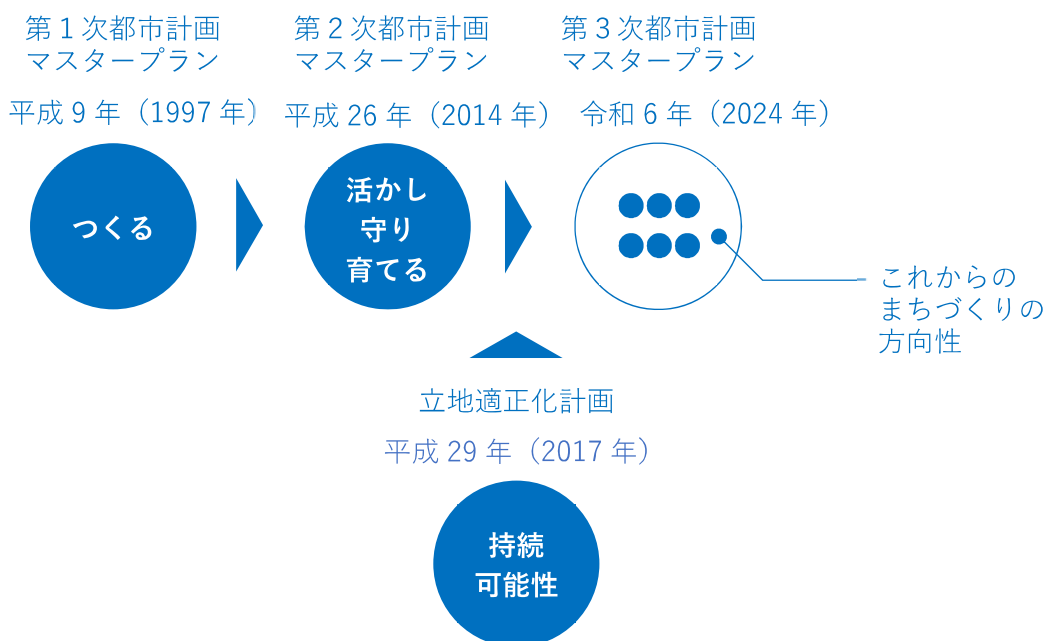
市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）は、成熟期に入った日本の都市において、各都市のそれぞれの特色を生かし、市民の意向を反映しながら、良好な都市空間の形成を図ることを目的に、平成4年（1992年）の都市計画法の一部改正により、同法第18条の2第1項の規定に基づき、各自治体で策定されるようになりました。市においても、平成5年（1993年）9月から検討を進め、平成9年（1997年）5月に初めての都市計画マスタープランを策定しました。その間の平成7年（1995年）には兵庫県南部地震が発生したことから、この都市計画マスタープランは、震災で傷んだまちを修復していくために、都市計画事業をはじめとする多くのハード整備事業を推進すべきものとして位置付けており、“つくる”ということに力点を置いた計画となりました。

平成26年（2014年）3月に改定された現行計画は、最初の都市計画マスタープランを策定してから10数年が経過する中で、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球環境問題の高まり、地方分権の進展や市民参加の拡大など、本市を取り巻く状況は刻々変化しており、また、平成24年に策定された「尼崎市総合計画」等を踏まえ、“つくる”ことよりも“活かし、守り、育てる”ということに力点を置きました。

また、平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の一部改正を受け、生活に必要な都市機能や居住機能の配置を示し、施設の更新及び既存ストックを活用するとともに、特に人口減少、高齢化への対応という視点を含め持続可能なまちづくりを推進するため、平成29年（2017年）に尼崎市都市計画マスタープランの一部として尼崎市立地適正化計画を策定しました。

新たな都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は、これら過去の策定経緯を踏まえるとともに、現行計画策定後の法改正、社会情勢等の変化を踏まえ、どこに力点を置いて改定を行うかを考える必要があります。

■ 都市計画マスタープラン等の策定経緯



3 社会情勢の変化と時代の潮流

(1) 人口減少社会の進行

本市の人口は、昭和46年(1971年)の約55万人をピークに減少傾向が続いて居ます。平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の間には、局所的な住宅開発等により、わずかに増加に転じたものの、今後も人口減少の傾向は続くものと見込まれます。また、少子高齢化の進展は著しく、令和3年(2021年)の65歳以上の高齢者の割合は約3割に達しています。

徒歩や自転車での生活圏において、日常生活に必要な施設等が維持され、公共交通へのアクセスがしやすい持続可能でコンパクトなまちづくり、高齢になっても住み続けられる環境の維持や向上に向けた整備が求められています。

求められる取組例：生活利便施設の適切な誘導、公共施設の最適化 等

(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化

これまで地域活動の中心を担ってきた自治会などの地域団体は、役員の固定化や高齢化が進むとともに、世帯構成やライフスタイルの変化などにより加入率が低下し、これまで果たしてきた地域での支え合いなどの機能の維持が難しくなっています。一方で、若者を中心としたSNSの利用拡大に伴い、さまざまな形態のコミュニティが生まれています。

多様化するコミュニティに対応するための取組が求められています。

求められる取組例：活動しやすい環境づくり 等

(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり

産業革命の進展に伴い世界中で工業が発展し、現在に至るまで温室効果ガスの排出が続いており、二酸化炭素濃度は産業革命以前より40%増加し、地球の平均気温が約1°C上昇しています。地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27年(2015年)にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、我が国においても「2050年脱炭素社会の実現」という目標を掲げているところです。

尼崎市では、地球温暖化による危機を市民が正しく認識して共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和3年(2021年)6月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しており、都市計画分野においても脱炭素社会実現に向けた具体的な取組の推進が求められています。

求められる取組例：都市のエネルギーの効率化、熱環境改善を通じた脱炭素 等

(4) デジタル化の進展

国が目指す Society5.0 は、AI、IoT、ロボット等の先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく、経済発展と社会課題の解決が両立する未来社会の姿です。今後の人口減少下においては労働力不足が懸念されますが、AI や IoT の活用がさらに進むことで、企業の農業進出などによる既存産業の発展や、遠隔医療やオンライン教育などにより、地域格差の是正にもつながることが期待されています。

さらなる自動運転技術の進歩や新たなモビリティの登場により、既存の道路インフラを見直す必要性が高まるなどの可能性もあり、今後は新たな時代を見据えた柔軟で持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

求められる取組例：スマートシティ・MaaS、既存産業への先端技術の導入支援 等

(5) 産業構造・労働環境の変化

EC（電子商取引）の拡大に伴う流通業の需要増加やインバウンドによる観光産業の拡大など、近年は産業構造に大きな変化がみられます。都市の経済力を維持していくためには、時代を担う主力産業を積極的に取り入れていくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ICT を活用したテレワーク等によって、時間や場所を問わず柔軟な働き方が普及するなど、労働環境が大きく変化しています。

今後の人口減少社会においては、労働力不足が懸念されることから、先端技術を活用するとともに、自らの意思で働くことを希望する女性、障害を抱える人、高齢者、外国籍住民等の活躍機会を増やすことや、誰もが尊重され働きやすく、活躍できる環境整備が求められています。

求められる取組例：時代に応じた新産業の誘致、多様な雇用環境の創出支援 等

(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり

近年、我が国ではこれまで経験したことのないほど勢力の強い台風や線状降水帯などに伴う集中豪雨、地震など大規模自然災害が頻発・激甚化しています。南海トラフ巨大地震が、今後40年以内に発生する確率は令和3年度までの「80～90%」から「90%以上程度」に引き上げられ、巨大災害の脅威が高まっている状況です。

自然災害が頻発・激甚化していることから、全国的に土砂災害や高潮・大雨による洪水の浸水想定が見直されており、これまでの防災のまちづくりに加えて、減災のまちづくりを推進していくことが求められています。

求められる取組例：防災意識向上のための周知・啓発、地区防災計画の策定支援 等

(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大し、経済や社会活動などにも甚大な影響を与えています。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避することが求められ、大都市中心部への通勤の集中による満員電車の発生など、都市における過密という課題が改めて顕在化し、これまでの都市における働き方や住まい方に対する考え方に変化が起きつつあります。また、テレワークの進展によって自宅近くで過ごす時間が増え、近所の公園の価値が再評価されるなど、人々のライフスタイルや価値観を大きく変えることとなりました。

このように、新型コロナ危機を契機とし、これからの都市のあり方を改めて考えていくことが求められています。

求められる取組例：ゆとりある公共空間の整備、公共空間の積極的な民間活用、 等

4 法改正等

頻発・激甚化する災害や人口減少・少子高齢化、産業構造の転換、環境問題、減少する都市農地、働き方の変化、DX 等の社会情勢の変化に対応するため、現行計画策定後も新しい法律が制定され、また、都市再生特別措置法等が改正されており、道路、公園等の都市空間の利活用促進や地域公共交通・防災・農業分野とより深く連携した都市計画が求められています。

■ 法改正の経緯と概要

年度	法制度	概要
H26	まち・ひと・しごと創生法の制定	地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進
	都市再生特別措置法等の改正	コンパクトなまちづくり (コンパクト・プラス・ネットワーク) の推進 ・立地適正化計画制度の創設
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正	まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワークの再構築の推進
	空家等対策の推進に関する特別措置法の制定	市町村による空家等対策計画の作成等を通じて、 空家等の関連施策を総合的かつ計画的に推進
H27	都市農業振興基本法の制定	「都市農地を宅地化すべきものから都市にあるべきもの」へ転換
H29	都市緑地法等の改正	民間活力を最大限活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進 ・ 生産緑地地区の面積要件緩和、 ・ Park-PFI の創設 など
H30	気候変動適応法の制定	温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加えて、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置付け
	都市再生特別措置法等の改正	都市のスポンジ化（空き家、空き地発生による都市密度の低下）対策の推進
R2	都市再生特別措置法等の改正	安全で魅力的なまちづくりの推進 ・災害ハザードエリアを踏まえたまちづくり (防災指針の作成) など ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正	地域が自らデザインする地域の交通、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現など
R3	特定都市河川浸水被害対策法等の改正	流域治水の実効性の向上
	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	2050年までの脱炭素社会の実現を法律に明記

5 上位計画、関連計画等の改定状況等

(1) 尼崎市総合計画

本市がまちづくりを進める上で、目指す方向性を示す「羅針盤」となる尼崎市総合計画は、令和4年度末（2022年度末）に第5次計画が計画年限を迎え、令和5年度（2023年度）から第6次計画が始動となります。

総合計画は、本市がめざす「ありたいまち」の姿などを示す「まちづくり構想」と、これを実現させるための取組の方向性などを示す「まちづくり基本計画」で構成しています。

■ 第6次尼崎市総合計画 2023-2032【ありたいまち】

● まちづくり構想 2023-2032

本市がめざすまちの姿を「ありたいまち」とし、そのありたいまちを「ひと咲き まち咲き あまがさき」としました。また、「ありたいまち」の実現に向け、市民、事業者等と共有する大切にしたいルールとして「尼崎市自治のまちづくり条例」の基本理念を明記するとともに、市が果たすべき責任を明確化した「まちづくりの進め方」や「ありたいまち」の実現に向けた「まちづくりの基本的視点」を記載しています。

ありたいまち

～ ひと咲き まち咲き あまがさき ～

尼崎で、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、また次の花を咲かせていく。

- ・みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ（シチズンシップ・シビックプライド）
- ・ほっとかない。だれも、なにも（社会的包摂・多様性）
- ・きり拓く。ひと、しごと（産業・活力）
- ・たかまる。便利でご機嫌な暮らし（利便性・都市機能）
- ・ひろげる。一歩先の選択肢（持続可能性）

● まちづくり基本計画 2023-2027

「ありたいまち」の実現に向け、施策評価を中心としたPDCAサイクルと横連携を意識したまちづくりを進めるため、まちづくり全体の進捗を測る「まちづくりの総合指標」、施策を連携させながら、計画期間中に複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組む「主要取組項目」、分野ごとの取組の方向性である「施策別の取組」、市の経営資源の強化に向けた「行政運営」について記載しています。

(2) 阪神地域都市計画区域マスタープラン（令和3年3月改定）

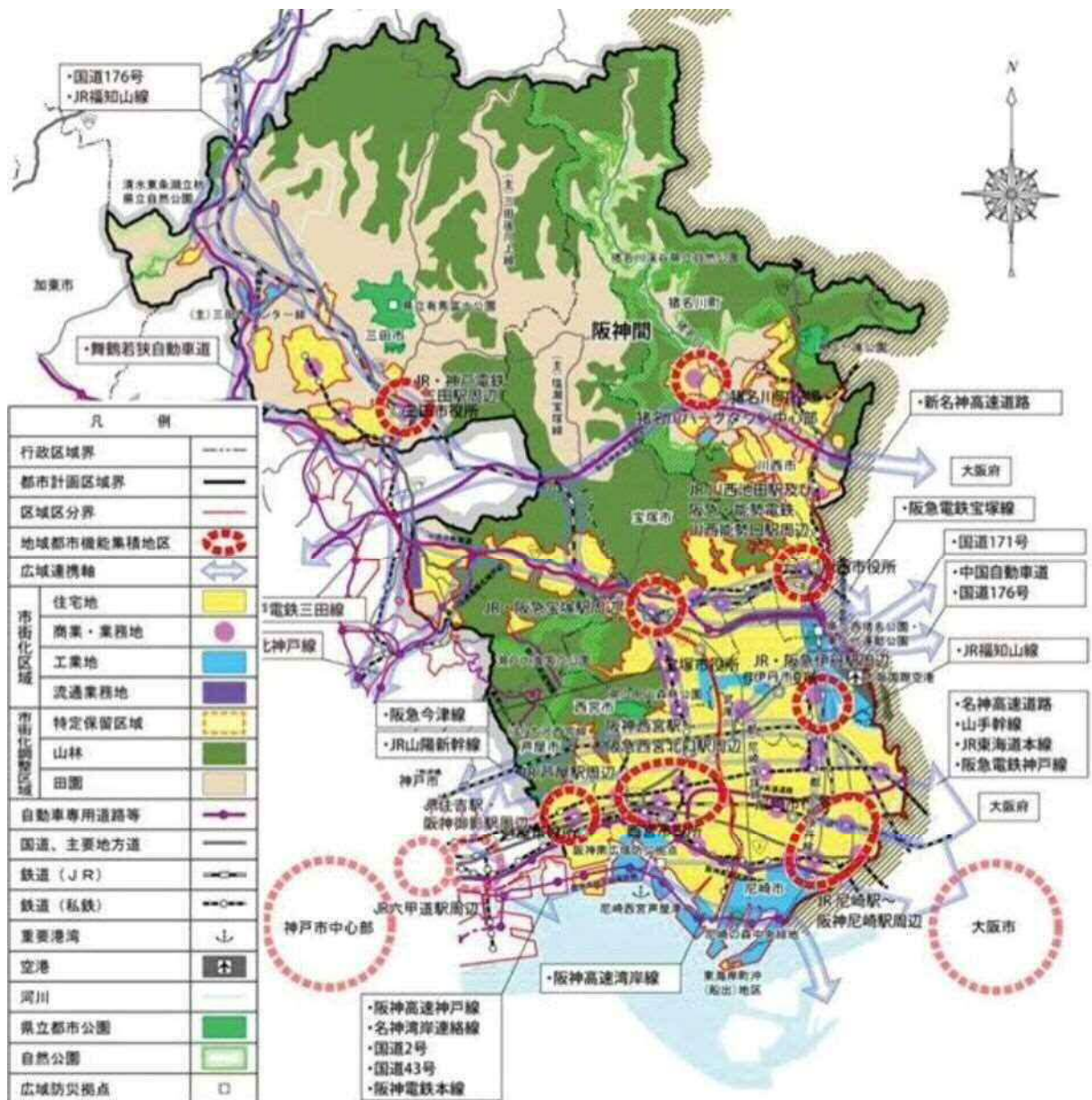
■ 計画期間

「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする。

■ 都市づくりの基本理念

- ・安全・安心な都市空間の創出 ... 総合的な防災・減災対策の強化、全員活躍社会の推進、分散型社会に対応した都市づくりの推進
- ・地域主導による都市づくり ... エリアマネジメントの促進、地域資源を生かした都市の活性化、民間投資の誘導、情報ネットワーク等の活用
- ・持続可能な都市構造の形成 ... 地域連携型都市構造の実現

■ 都市構造



(3) その他市の関連計画の策定及び条例、制度等の施行等の状況

関連計画	条例、制度等
H25.2 尼崎版シティプロモーション推進指針策定	H25.3 環境モデル都市に選定
H26.3 尼崎市環境基本計画策定 【R5 改定予定】	
H26.6 尼崎市公共施設マネジメント基本方針 (R4.2 改定)	
H26.7 尼崎市緑の基本計画策定 【R5 改定予定】	
H27.11 尼崎市公共施設等総合管理計画策定 (R4.6 改定)	H26.10 尼崎市産業振興基本条例施行 H27.10 尼崎市危険空家等対策に関する条例施行
H28.3 尼崎市耐震改修促進計画改定	
H29.3 尼崎市立地適正化計画策定 【改定作業中】	H28.10 尼崎市自治のまちづくり条例施行
尼崎市地域交通計画策定 JR 尼崎駅周辺(南地区)の土地利用誘 導方針策定 (H31.3 見直し)	
H29.9 尼崎版観光地域づくり推進指針策定	H29.10 尼崎市自転車のまちづくり推進条例施行
H30.1 尼崎市空家等対策計画策定 (R4.4 から第2期)	
H30.3 尼崎市自転車のまちづくり推進計画策 定 (R3.3 改定)	
H31.3 尼崎市温暖化対策推進計画策定	
R2.10 尼崎市住まいと暮らしのための計画 (住宅マスタープラン) 策定	
R2.4 あますいビジョン 2029 策定	
R2.6 尼崎市強靱化計画策定	
R3.10 阪神大物駅周辺地区における公園・緑地 再整備基本方針策定	R3.6 尼崎市気候非常事態行動宣言
R3.11 尼崎市地域防災計画 令和3年度修正	
R4.4 あまがさき下水道ビジョン 2031 策定	
R6.3 都市・地域総合交通戦略及び地域公共交 通計画策定【予定】	

6 本市の状況

(1) 主な開発動向

市営住宅、学校等の公共施設再編に伴う跡地や大規模工場跡地の土地利用転換により、市内北部を中心に新たな住宅地が次々に整備されています。立地適正化計画において都市機能誘導区域に位置付けている阪神尼崎駅周辺では、尼崎城及び歴史博物館を整備するなど、歴史文化資源の活用や観光・交流の促進を図っているところです。同様に都市機能誘導区域に位置付けている JR 尼崎駅周辺においては、土地利用誘導方針等を定め、都市機能の集積や高度利用の誘導などを行っています。阪神大物駅周辺では、阪神大物駅周辺地区における公園・緑地再整備基本方針に基づき、小田南公園等の再整備を進めており、その取組は脱炭素先行地域に指定されています。臨海部では、物流施設の立地が進み、大規模多機能型物流施設等の整備が計画されています。

交通施設としては、阪急武庫之荘駅北側ロータリーを令和 3 年（2021 年）にリニューアルし、JR 塚口駅の東側ロータリーを平成 28 年（2016 年）に整備し、また、都市計画道路の整備等を推進してきました。なお、兵庫県、西宮市及び阪急電鉄株式会社とともに武庫川河川上への新駅設置の検討に取り組んでいるところです。

図 - 市域内の都市整備・開発の状況等



(2) 広域的に見た本市の立地の特徴

都市間交流軸としての特徴

大阪市及び神戸市に近接し、鉄道、幹線道路等による広域交通機能の整備が図られ、阪神間各都市へはもとより、大阪国際空港、関西国際空港及び神戸空港の3つの空港のほか、新大阪駅などへのアクセスにも優れています。

巨大な都心（梅田及び三宮）を結ぶ交通の軸は、人・モノ・情報が集まり、多様な都市機能を有しており、都市間交流を生み出します。

臨海フロンティア軸としての特徴

尼崎西宮芦屋港は港湾法上の重要港湾として位置付けられ、大阪湾ベイエリアにおける重要な物流拠点の一翼を担う港湾施設として整備が進んでいます。

大阪湾臨海部は、阪神工業地帯の中核を担ってきましたが、産業構造の転換に伴い、神戸医療産業都市、大阪・関西万博会場など、新産業の誘致や脱炭素インフラなど、新たな時代に向けた先進的なまちづくりを展開する軸が形成されつつあります。

ブランド住宅地軸としての特徴

本市では、鉄道沿線ごとに地域特性に応じた住宅地が形成されています。

阪神間の高級住宅地（御影、六麓荘、甲陽園など）と北摂の高級住宅地（千里山・箕面など）を結ぶ住宅地の軸は、豊かな住文化が培われて継承されており、良好な住環境を有するブランド住宅地が形成されています。

図 - 広域的に見た尼崎市の立地特徴



(3) 尼崎市の強みと弱み

本市では、住宅地のほか、商店街がある地域、工場がある地域、農地がある地域、歴史的な建物が残る地域が点在するなど、様々な特色を備えた地域が共存し、鉄道沿線ごとに特色のある市街地が形成されています。

駅周辺や主要幹線道路沿道には、生活利便施設が集まっているほか、小規模な生活利便施設が住宅地に点在しており、日常生活において徒歩、自転車又は公共交通により容易に移動することができ、働く場所への移動も同様に容易であることが強みです。

道路、上下水道、公園・緑地、公共建築物、公共交通等の社会インフラは、早い時期から整備され高い水準にありますが、公共施設等については整備から時間が経過し、長寿命化又は更新の時期が迫っています。また、海拔ゼロメートルエリアが市域の約3分の1を占めていること、早い時期に建築された木造住宅が老朽化し、その耐震性も不足していること、狹隘道路や危険な空き家が多い地域があること等から災害に対する備えが必要です。

社会的潮流の変化に伴う機会や想定される脅威に対して、これら尼崎市の強みを生かし、弱みを克服する取組を進めていく必要があります。



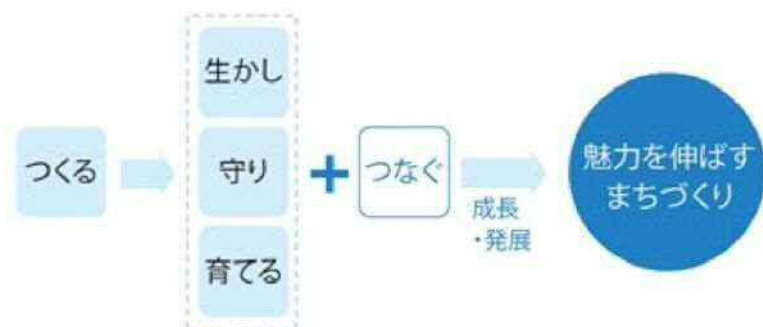
【SWOT 分析による取組検討の例】

- ・ 生活利便性の強みを生かして、新たな日常の機会に対応した取組を推進
 （具体施策の例：駅前広場、公園等のゆとりある魅力的な公共空間の整備）
- ・ 職住近接の強みを生かし、新型コロナ等の社会経済活動の脅威に対応した取組を推進
 （具体施策の例：自転車道及び歩道の整備等による市内交通環境の向上）
- ・ 新たな日常の機会を生かして、住宅地ブランドの弱みに対応した取組を推進
 （具体施策の例：土地利用転換に伴う住宅地開発の誘導）

第1 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの方向性

尼崎のまちづくりは、「つくる」から「活かし、守り、育てる」まちづくりへと移行してきました。これからは、「生かし、守り、育てる」に加えて『つなぐ』まちづくりを進めることで、都市の成長と発展を促す「魅力を伸ばすまちづくり」を推進していきます。



■ つなぐイメージ

- ・人と人をつなぐ
- ・過去から未来へをつなぐ
- ・住まいと仕事をつなぐ
- ・隣接市・周辺市と広域的につなぐ
- ・市民と行政（庁内組織）をつなぐ
- ・まちづくりの活動をつなぐ

2 めざすまちの姿

第6次尼崎市総合計画で示す「ありたいまち」の実現を目指し、都市計画の観点から、その実現を支える「めざすまちの姿」を設定します。

(1) 利便性が高く、快適に“暮らせる”まち

医療、福祉、商業等の必要な都市機能が集積された鉄道駅周辺地域等と、日常利用される商業施設や地域の拠点となる公共施設等が配置された徒歩・自転車圏内のエリアとの間を公共交通等につなげ、移動性を確保することで、誰もが出掛けやすく、快適に暮らせるまちを目指します。

(2) “稼げる”まち

市内事業者等の力を引き出し、民間投資を呼び込むことにより、都市の活力を生み出すとともに、本市が有する優れた交通ネットワークと人・モノ・情報が集まる環境の強みを生かし、多様な産業が集積する、稼げるまちを目指します。

(3) 市民が“誇れる”まち

快適な生活の基盤となる良好な環境の確保を前提に、駅前広場、公園、緑地、河川水辺等の地域資源の魅力を高めていくとともに、市民等がこれらを利用して様々な活動に取り組み、その取組を通して、子どもからお年寄りまで尼崎で暮らす市民が誇れるまちを目指します。

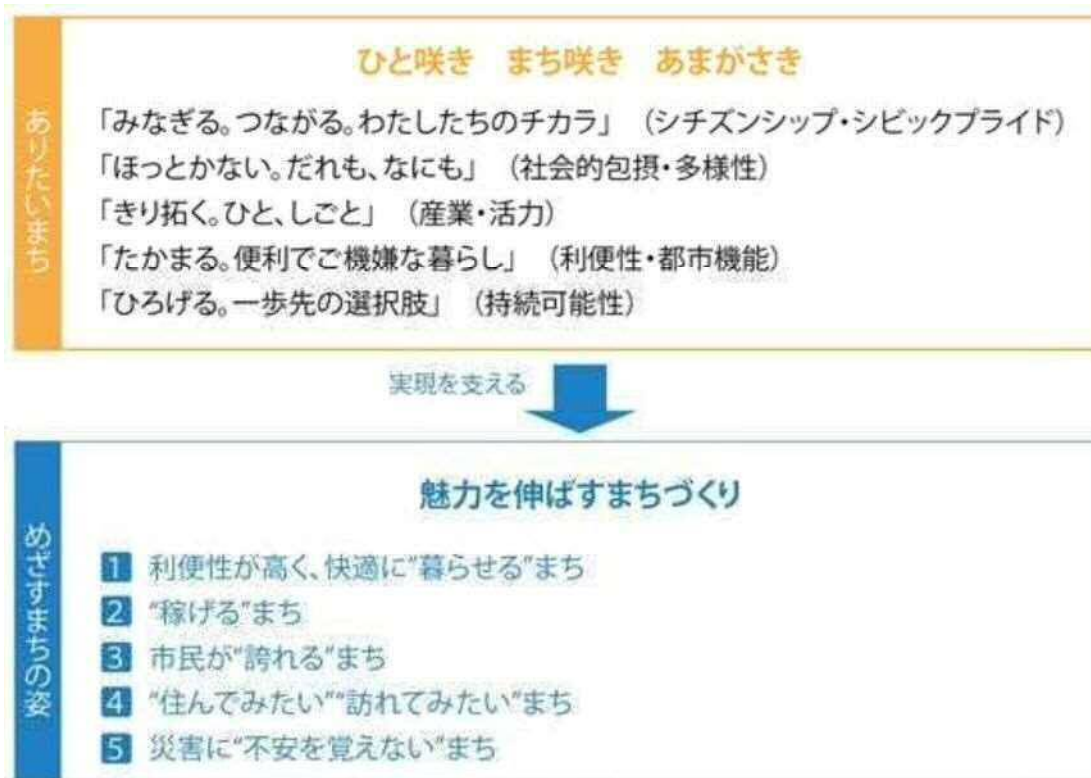
(4) “住んでみたい”“訪れてみたい”まち

鉄道沿線ごとに特色のあるそれぞれのまちの魅力と価値を向上させ、それを発信することにより、市外から見た尼崎のまちのイメージを変え、市外の住民にも尼崎に興味や親しみを持ってもらい、尼崎に住んでみたい、訪れてみたいと感じてもらえるまちを目指します。

(5) 災害に“不安を覚えない”まち

市域は、海拔ゼロメートルエリアがその約3分の1を占め、地震時の危険性が高い密集市街地を有するなど災害リスクを抱えているため、大規模災害に備えた、だれ一人取り残されることのない不安を覚えないまちを目指します。

■ ありたいまち・めざすまちの姿の関係性



3 都市構造

3つの広域拠点（阪神尼崎駅（出屋敷駅を含む。）周辺、JR 尼崎駅周辺及び阪急塚口駅周辺）及びその他の鉄道駅周辺の9つの地域拠点、これらの拠点間又はこれらの拠点と周辺都市との間を結びつける幹線道路及び鉄道網といった広域連携軸、基幹的な公共交通ネットワーク並びに水と緑のネットワークをそれぞれ都市の骨格と位置付け、日常生活に必要な施設がバランス良く配置された“歩いて暮らせるゾーン”と連携した持続可能なまちづくりに取り組みます。



第2 重点的な取組・施策

(1) 利便性が高く、快適に“暮らせる”まち

- ・ 交通環境の整備（自転車走行レーンその他の歩行環境の整備 等）
- ・ 南北交通軸の強化（臨海部の渋滞対策 等）
- ・ 公共施設、生活利便施設等の適正配置

(2) “稼げる”まち

- ・ 商店街の空き店舗及び空き家の活用推進
- ・ 営農環境の充実
- ・ 高付加価値産業の誘致、臨海地域の活性化
- ・ 地域資源を生かした観光まちづくり（エリアの整備、歴史的建造物の活用 等）

(3) 市民が“誇れる”まち

- ・ 公共空間（公園、道路、港、河川等）の有効活用（Park-PFI、エリアマネジメント 等）
- ・ 水辺環境の改善、保全（水路網再編計画の策定、親水空間の保全 等）
- ・ 公園や駅前広場などのオープンスペースの質の向上とにぎわい創出の工夫
- ・ 公共施設の多機能化、複合化
- ・ 建築物の省エネ性能向上やエネルギーの面的利用の促進

(4) “住んでみたい”“訪れてみたい”まち

- ・ まちのブランド力の向上（駅周辺の魅力の向上、利便性が高い良好な住環境の向上 等）
- ・ まちの景観向上（各地域における都市美誘導 等）

(5) 災害に“不安を覚えない”まち

- ・ 総合的な治水対策の推進（流域治水、新たな河川改修の検討 等）
- ・ 水害・津波対策（臨海地域の雨水排水対策の検討、抽水場の整備、防潮堤の嵩上げ 等）
- ・ 公園緑地・農地の防災機能の向上
- ・ 既存施設の耐震性の向上（橋梁 等）
- ・ 密集市街地の改善
- ・ ハザード・住民避難の必要性の周知、マイ避難カード・個別避難計画作成の推進
- ・ 地区防災計画の策定支援